

生徒必携

I 校訓・校章・シンボルマーク・校歌

1 校訓

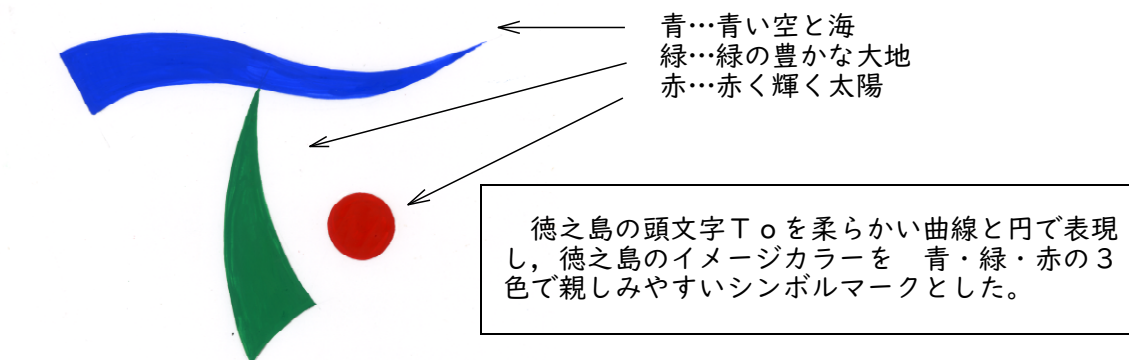
- 「敬 愛」 … 祖先や親を敬い、師や先輩・知友を慕い、人・動植物・自然を愛し、自己を育てた郷土を愛する。
- 「向 学」 … 自ら進んで学問を求め、高い教養を修得し、自己実現に向けて勉学に励む。
- 「共 生」 … 互いに存在を認め合うとともに、結の心で助け合い、切磋琢磨し、力強く生きる。

2 校章



- ア 徳之島に多く群生する蘇鉄の葉が内から広がるイメージは、祖先から受け継いだ自然や文化を愛し、未来へ引き継ぐ気持ちを大切にする「敬愛」を象徴している。
- イ 中心のペン先は学を志して集まった若人の限らない可能性を秘めた未来を表している。また自己実現に向けて自ら進んで学問を求め、高い理想に向かって伸びる「向学」を象徴している。
- ウ ベースとなる輪（和）は、太陽・鏡・波をイメージし、自分をしっかり見つめることにより互いに存在を認め合い、お互いが美しく輝く「共生」を象徴している。

3 シンボルマーク



4 校歌

校 歌	
一	霊峰北に仰ぎたる 丘の朝は今明けぬ 山河の精凝らしては 華よ開けとただ謳ふ
二	トカラの南水脈遠く 潮の音流る昼閑か 不屈の氣魄伝へては 海鳴り止まぬ熱き刻
三	大瀬の清き流れこそ 彼の断髪の心知れ 進取の氣象吾れ承けて 夢をひたぶる追はんかな

関琢夫 作詞
幸多優 作曲

Ⅱ 生徒指導関係の校則及び諸規定

《服装容儀について》

服装は清潔質素を旨とし、制服その他、学校指定のものを着用して、本校生徒として品位を保つように心がけなければならない。また、そのことが他者（社会）から信頼を得る第一歩と考える。

Ⅰ 服装について

制服は、学校（徳高生）のシンボルであり、統一した目的を持った集団であることを意味する「ユニフォーム」である。制服をいつもしっかり着こなすことが信頼の証であり、自らの価値を高める。頭髪も含め、場面に応じて適切な状態であることが基準である。

(1) 制服・・・ 夏期・冬期を問わず学校指定のものとする。

男子：ブレザー・スラックス

女子：ブレザー・スカート又はスラックス

◆ 制服の着こなし ① ネクタイ・リボンは所定の位置につける。

② ズボンやスカートを端正に着用する。

※ スカートの丈はシンボルマークが膝の中ほど

※ 譲り受けたスカートは、生徒指導部で確認した後、着用を許可する。

③ 儀式の際は、ブレザーの下には必ずベストを着用する。

④ ブレザーの下にトレーナーやパーカー類を着用することは認めない。

⑤ ブレザーの上に着用する防寒着は、華美でないものとする。

⑥ 腕輪、指輪、ネックレス等の装飾品やピアス・化粧は一切禁止する。

⑦ やむを得ず異装する場合は、異装の許可を得ること。

(2) ベルト・・・ バックル、本体に装飾のないものとする。

(3) インナー・・・ 無地で華美でないものとし、襟元や袖から見えないものとする。

(4) 靴下・・・ 白または黒色とする。スカートの冬服・中間服は、紺色のハイソックスとする。

(5) 靴・・・ 指定のローファーまたは白を基調としたスニーカーとする。部活動用の靴も可。

(6) カバン・・・ 指定のカバンを使用すること。部活動に必要な補助バッグの使用は許可する。

2 頭髪について

活動的で、かつ清潔であることとし、場面に応じて適切な状態であることが基準である。

- (1) 前髪・・・目にかからないようにし、きちんとまとめる。
- (2) 肩にかかる長さは、まとめて結ぶ。
- (3) 染色，パーマ，脱色，整髪料，特殊なカット，特異な髪型は認めない。
- (4) 眉は，整える程度までは認めるが，極端に「剃らない・抜かない・切らない」。

徳高生として・・・

一つ，学ぶ意欲があること

一つ，決まりを守ること

それができなければ，徳高の制服を着続けることはできない

「高校は義務教育ではない」

Ⅲ 生徒の基本的な心得

高校は集団生活の場であり，社会生活を学ぶ場である。集団生活では，自己が集団の一員であるという自覚をもち，それぞれがルールを守り責任を果たすことで，安全かつ能率的な集団としての秩序を保つことができる。以下の生徒心得は，学校生活を有意義に過ごすための「基本的な心構え」である。

1 あいさつ・言葉遣い

- (1) 校内外を問わず，気持ちの良いあいさつを行う。
- (2) 教室での始業時・終業時のあいさつは，総務の号令で椅子を入れて左側に立ち「語先後礼」であいさつをする。
- (3) 努めて正しい言葉を使い，その場にあった話し方をする（ＴＰＯに応じる）。

2 職員室などへの入退室

- (1) 入口が閉まっている時は，ノックしてから戸を開け，「所属・名前」を述べた後に「〇〇先生に用事があります。入ってよろしいですか」と伺い，許可を得てから入室する。
- (2) 入室の際は，身なりを正して（ブレザーの際はボタンは留める）あいさつをする。
（例：「失礼します」「失礼しました」「ありがとうございました」）
- (3) 考査１週間前は，職員室等に入室ができないのでその際は，部屋の外で対応する。

3 登校

- (1) 服装や容儀を整え，家の人に「行ってきます」と声をかけてから出かける。
地域に見守られていることを念頭におくこと。
- (2) 交通ルールや交通モラルを守る。
ア バス車内のマナー：他の乗客に迷惑のかかる行動をとらない。
定期券はしっかり運転手に提示する。
イ 道路交通マナー：広がって歩かない。自転車・単車通学の心得を守り，時間に余裕をもって登校する。送迎の際も正門付近から離れた場所を利用する。
- (3) 登校時間：８時30分までに登校し着席していること（※８時30分始業）。
（朝課外がある日は７時30分までに着席していること）
10分前登校，５分前着席を心がける。

4 下校時

- (1) 放課後は「自分が最後の責任者」と自覚して，教室の整理整頓・戸締り・消灯を確認する。
- (2) 日没後の下校の際は，安全に十分留意して下校する。
- (3) 下校完了(施錠)時刻・・・３～10月は19時，11月～2月は18時30分。

5 SHR・終礼

- (1) チャイムが鳴る前に自分の座席で静かに待機する。
- (2) 連絡・指導事項は静かに聞いて、手帳にメモをする。
- (3) 諸提出物は期限に遅れないよう期限より早めに出す。
- (4) 服装や容儀をお互いに点検し合う。

6 全校朝礼・学年朝礼・学科朝礼等集会

- (1) 速やか、かつ静かに8時30分に開始できるよう整列する。総務と副総務が中心になって整列させ、点呼をとり担任へ報告する。校内にいても集合場所への遅刻者は遅刻と見なす。
- (2) 全校朝礼時は、各自スリッパの内側を合わせて左側に置き、手帳・筆記用具は右側に置く。
- (3) 壇上に上がった話をする方へ体を向けて話を聞く。

7 授業時間

- (1) 総務の号令で椅子を入れて左側に立ち「語先後礼」であいさつをする。
- (2) 始業のあいさつの後に入室した生徒は、その理由を必ず担当教諭に報告してから着席する。
- (3) 始業して5分しても担当教諭が見えない場合は、総務が必ず連絡をとる。
- (4) 授業時間は、授業に集中し、私語・居眠りをしない。
- (5) 先生方が机間指導ができるようにカバンを整理整頓する。
- (6) 自習は自分の席を離れず、静かに自主学習に取り組む。

8 教室を空ける時

- (1) 戸締まりや消灯、クーラーのスイッチ等を確認する。
- (2) 貴重品は担任に預ける（貴重品袋の活用）。

9 休み時間

- (1) 廊下や教室内では静かにし、次の授業の準備をして休む。
- (2) 室内の換気・黒板消し等を行い、次の授業に備える。

10 昼食時間

- (1) できるだけ弁当を持参し、教室で食べることを原則とする。
- (2) ゴミは必ず分別して捨てる。

11 清掃時間

- (1) 予鈴で移動し、開始のチャイムで開始する。時間一杯、自分から率先して行う。
- (2) 用具の取り扱いを丁寧にし、ゴミに気づいた時にはその場ですぐに始末する。

12 自動販売機

- (1) 空き缶・ペットボトルの後始末をしっかりと行う。
- (2) 歩きながらの飲食をしない。飲食場所は、自分の教室を基本とする。

13 外出

- (1) 担任の許可を受けた上で外出する。
- (2) 用件を済ませたら直ちに帰校し、担任に報告をする。

14 その他の注意事項

- (1) 金銭は必要最小限とし、携帯できない場合や高額の場合は、担任に預ける。
- (2) 金銭の貸し借りは絶対にしない。
- (3) 教育活動に不必要なもの、漫画や雑誌・トランプ・ゲームなど学業に関係のない物品は学校に持ち込まない。ガム・菓子類も持ち込まない。
- (4) 携帯電話は「携帯電話持込許可願」を提出した者のみ校内への持込を許可する。
ただし、校内・敷地内での携帯電話の使用は原則禁止とし、自己責任のもとカバンの中に入れて管理する（※単車小屋・事務室前玄関は保護者との連絡のみ認める）。
※ 授業で使用する際は、教科担任の指示に従って使用する。目的外での使用については、指導の対象とする。
- (5) 常に人権意識を磨き、思いやりをもって人と接し、「いじめ」のない安心・安全な学校生活を送ること。

IV 交通に関する規定

はじめに

交通指導は、生徒の生命に直接関わる場合があるため、極めて重要な内容を含んでいる。交通指導は、生徒の生命を守るという立場から、交通法規・校則の周知徹底を図り、交通事故・違反の未然防止に全力で取り組まなければならない。

I 許可関係

(1) 原付免許取得

ア 単車の免許取得は、原動機付自転車（以下「原付」とする）（50cc）に限る。

イ 免許取得について、原則として長期休業中に限って取得を認める。但し、申し出により（通学等）必要性が認められれば、交通係による審議の上、年1回の平日受験（島内受験に限る）を公欠として認める。1年生は夏休み以降受験を認める。

ウ 島外受験は、長期休業中に限り認める。

エ 免許取得者は、必ず単車を学校に登録する。また、実技講習や車体検査を必ず受ける。

オ 免許を取得した場合には、必ずセーフティチャレンジに参加する。

カ ヘルメットは、白のフルフェイスに限る（通学だけでなく日常の単車使用においても同様とする）。

キ 部活動で使用する場合には、必ず顧問に連絡する。

(2) 単車通学

ア 自宅から学校までの通学距離が4 km以上の者に限り認める。

イ 車種は、原付（50cc）、スクーター型またはカブ型タイプに限る。

ウ ヘルメットは、白のフルフェイスに限る。

エ 単車通学は、車体検査後に許可する（合格者には、単車に登録ステッカー、ヘルメットに反射テープの貼り付けを義務づける）。

オ 単車通学者は、実技講習や車体検査を必ず受ける。

カ 校内では停止線で必ず降車し、駐輪場まで押していく。

(3) 自転車通学

ア 自宅から学校までの距離が2 km以上の者に限り認める。

イ 通学する際は、自転車通学許可が必要となる。

ウ 自転車損害賠償保険への加入が必要となる。

エ 校内では停止線で必ず降車し、駐輪場まで押していく。

※ 通学に限らず自転車使用時は、できるだけヘルメットを着用すること（努力義務）。

(4) 自動車学校入校

ア 自動車学校入校は、3年生に限り、2学期末考査以降に許可する。

イ 自動車学校入校には、学校の許可を必要とする。

「命の講演会」にて教わったこと（交通被害者の遺族の方より）

ハンドルを握るということは包丁や銃と同じ凶器を握っているということ
ハンドルを握るということは「命」を握っているということ

V 各種届け出・許可申請

組織の一員の当然の義務として、「高校という組織の一員である以上そのルールに従う。」ことが第一に挙げられます。その他にも、「その組織の定めるところに従って許可を願い出たり、届を出さなくてはならない。」というものがあります。何でも自由に身勝手に思うままの行動をとってはいけません。結果的にそれが組織や保護者、本人自身に不利益をもたらしてしまうことになるからです。以下の事項については必ず届け出るか、許可を受け行動してください。

(1) 届・・・基本的に出すだけでよい。

○ 遅刻したとき	遅刻届
○ 牛小屋に立ち入り，牛の世話をする場合	牛舎出入届
○ 部活動に入部する場合	入部届
○ 部活動を退部する場合	退部届
○ 催し物に参加する場合 例：同窓会，キャンプ，グループの催し物等	集会届
○ 島外へ出る必要があるとき	旅行届

(2) 許可願・・・学校側で検討の上，許可するかどうかを決定し通知する。

問題がある場合は許可しないこともある。

● 学割申請をしたいとき	学生割引交付願
● 携帯電話を所持及び校内に持ち込む場合	携帯電話等持込許可願
フィルタリングの設定や校内の使用禁止等条件を満たすこと。	
● アルバイトをしたいとき（原則長期休業中のみ）	アルバイト許可願
● 部活動生で大会に参加するとき（派遣条件あり）	大会出場許可願
● 自転車通学をしたいとき	自転車通学許可願
● 原付免許をとりたいとき	原付免許受験許可願
保護者と担任との相談の上で，必要と認めた場合のみ許可する。また，使用する単車は全て（見込みも含む）学校に登録することが条件。長期休業中の受験を原則とする。 <u>無許可で受験し取得した場合は厳しい措置をおこなう。</u>	
● 単車で通学したいとき	単車通学許可願
通学距離が学校から片道4 km 以上の者とする。車種はスクーター型またはカブ型に限定しヘルメットは白色のフルフェイスのみとする。	
● 自動車学校に入りたいとき	自動車学校入校許可願
3年生のみ2学期期末考査以降に許可する。	

VI 生徒会活動について

学校生活の中には、皆さん自身の手で作り上げていかなければならないことが数多くあります。いつも楽しく学習や部活動のできる環境を作るためにそれぞれが努力し、工夫しなければなりません。学校生活をできるだけ有意義なものにするために、お互いのアイデアを出し合い、検討し実現していくのが生徒会活動です。

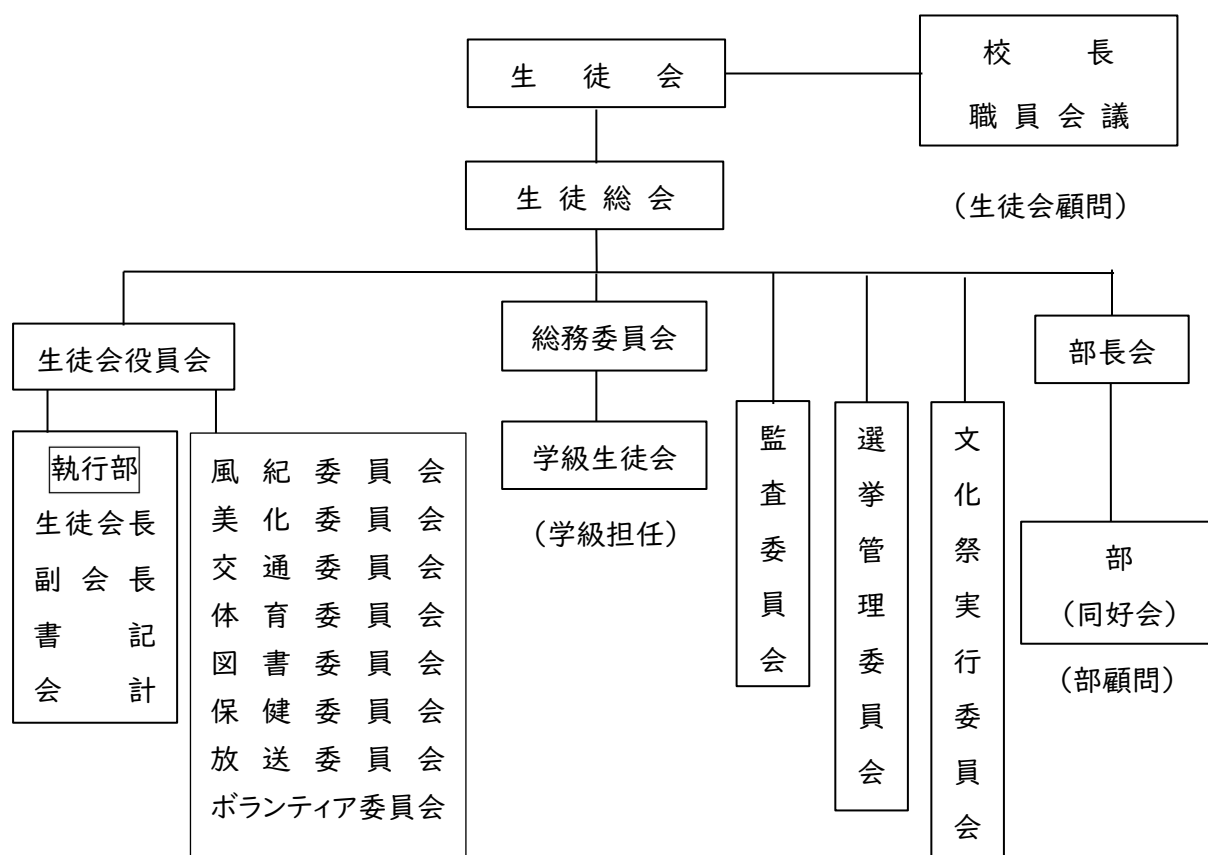
(1) 生徒会役員・各種委員会について

会長1名、副会長1名、書記2名、会計2名の6名で執行部を構成します。また、これに各種委員会の委員長・副委員長16名と監査委員2名を加えた計24名で生徒会役員を構成し、生徒会活動の企画・運営・執行にあたります（執行部は、選挙によって選出します）。

【生徒会執行部および監査委員】

役 職	役 割
会 長	生徒会を代表し、会務を総理する。
副 会 長	会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。
書 記	会議の議事を記録・保管し、必要事項を適時公表する。
会 計	生徒会に関する会計の予算の立案・執行等を掌る。
監 査 委 員	生徒会決算等の監査を行い、その結果を生徒総会で報告する。

【生徒会機構図】



【生徒会に関する年間行事予定】

4月	対面式 部活動紹介 前期学級役員選出・各種委員会	10月	新生徒会役員任期開始
5月	県高校総体壮行会 生徒総会	11月	赤い羽根共同募金
6月	文化祭	12月	ボランティア活動
7月	生徒会長選挙 クラスマッチ	1月	
8月		2月	長距離走大会
9月	体育大会 後期学級役員選出・各種委員会	3月	クラスマッチ 離任式

(2) 部活動について

ア 部活動は、各自の希望により入部することができる。

イ 部活動を通して強健な精神と肉体を養い、特技・趣味を伸ばして、心身共に健全な社会人としての態度を育成することを目的とする。

ウ 文化系：音楽部、美術部、写真部、書道同好会、蔵越エイサー隊

エ 体育系：サッカー部、野球部、バレーボール部（男・女）、テニス部、卓球部、バスケットボール部（男・女）、弓道部、剣道部、空手道部（男・女）

徳高の3年間

部活動で汗を流し

語れるものを作ろう

VII 携帯電話について

本校では、携帯電話等の校内持込について、次の通り【校内所持条件】と【校外所持の心得】を定めて許可制とする。

基本的には、携帯電話所有を奨励するものではなく、生徒と保護者の要望に応えるものであり、原則校内での使用は認めないという条件付である。

【校内所持条件】

- 1 校内では、電源を切り、自己責任のもと鞆の中に入れて管理する。
- 2 校内では終日、使用を禁止する（※緊急の場合、各職員室にて許可を得る）。
- 3 ただし、バイク小屋・事務室前玄関においては保護者との連絡の為のみ使用を認める。
- 4 自習室においての使用は、「利用許可」が認められた生徒のみ認める。
- 5 授業で使用する際は、教科担任の指示に従って使用する。目的外での使用について指導の対象とする。

【校外所持の心得】

- 1 歩きながら、自転車・バイクに乗りながらの使用はしない。また、イヤホン等をつけての運転はしてはならない（安全運転義務違反）。
- 2 校外においてマナーとモラルを守り、使用については可能な限り慎むこと。
※ 正門前での使用については、可能な限り使用を慎むこと。
- 3 携帯電話等にまつわる事件事故が多発していることを自分のこととしてとらえ、情報モラルを遵守し、被害者にも加害者にもならないように努める。

電源を入れたり、許可なく使用したりした生徒については指導の対象となります。

【ルール・マナー指導】

- ① 携帯電話の使用については、上記の規定に従うこと。
- ② 考査中携帯電話を所持していたら不正行為と見なします。
- ③ 校外での使用は可能な限り慎むこと（※特に正門前）。
- ④ 自転車やバイクを運転しながらの使用は、絶対にしないこと。また、音楽を聴きながらの運転も絶対にしないこと（安全運転義務違反）。
- ⑤ インターネット上（公共の場）での誹謗中傷は犯罪行為であり、学校としても厳しい姿勢で臨みます（一度ネット上に出た情報を完全に消し去ることは不可能です）。
- ⑥ フィルタリングを設定し、トラブルに巻き込まれないようにすること。
- ⑦ 各家庭のルールを守り、使用時間についても自らコントロールすること（ネット依存・ゲーム障害）